

『全国総合開発計画』

経済企画庁 / 1962年10月 / B5版 / 56頁 / 図書番号 OB-1405

池田勇人内閣は、全国総合開発計画を1962（昭和37）年10月に閣議決定した。「第1章 総説」でこの計画の意義を明らかにしている。わが国の経済が高度の成長をたどりつつある今日、その成長過程において露呈した地域的課題を解決しなければならない。既成大工業地帯では、集積の利益よりも密集の弊害をもたらし、生産面のみならず都市生活者にも及ぶ過大都市問題を起こしている。一方の既成大工業地帯以外では、低生産性の産業部門を受け持つ結果となり、地域間格差が拡大している。こうした課題を解決するために、個々の地域開発ではなく、長期的かつ国民経済的視点にたつ総合開発計画が必要であり、その方向を明らかにしたことに意義がある、としている。

この計画は、「国民所得倍増計画」（1960年12月閣議決定）に即し、期間は1970年までとする。特定地域総合開発計画や地方総合開発計画は、本計画を基本として策定されなければならない。地域開発の基本構想としては、工業の分散を図る必要があるが、経済効果の高いものから集中的に着手する開発拠点方式を採るとする。

開発政策を進めるために3つの地域区分を設定する。一つ目は過密地域で、京浜、阪神のほか、名古屋、北九州がこれに準ずる。この地域では工場や官庁の域外移転、副都心の建設、交通系統の再編成を行う。二つ目は整備地域で、関東、東海、近畿および北陸であり、工業分散を誘導する。三つ目は開発地域で、北海道、東北、中国、四国および九州であり、積極的に開発を促進する。

「第2章 産業の配置と発展の方向」では、工業開発について、既成大工業地帯は開発の余力が乏しいが、整備地域には公共投資を重点的に投入し、臨海工業を基幹とする大規模な開発を行うとする。また過密地域周辺に衛星工業開発地区を育成する。農業については、需要の変化に対応する生産の選択的拡大と、就業構造の変化に対応する生産性向上が必要だとする。

「第3章 都市発展の方向」では、過大都市での再開発を進め、周辺には都市機能を分担する諸都市を配置し、整備地域と開発地域では当該地方発展の中核的役割を果たす都市を配置するとする。

「第4章 産業基盤の整備」では、大規模な地方開発拠点を育成するため、地方開発拠点と既成大集積地とを結ぶ大動脈の幹線路を先行して整備するなどとする。

「第5章 国土保全施設の整備」では、利根川や淀川などに洪水防止や土砂流出防止の工事を実施するほか、東京と大阪の高潮対策を行うとする。「第6章 住宅および生活環境の整備」では、地方公共団体や日本住宅公団による大規模な住宅用地を造成し、戸数の確保と居住水準の向上を図るとする。「第7章 観光開発の方向」では、観光資源や文化財の保護とともに、過密地域の周辺や開発地域に新たな観光地の形成を図るとする。「第8章 労働力の確保」では、労働力流通を促進するために広域職業紹介の実施や、工業高校や職業訓練施設の整備を進めるとする。

計画から7年目の1967年に国民総生産は2倍に達したが、その後の5次におよぶ計画にも掲げられた地域間の均衡ある発展については、今日なお克服されていない。

（田村靖広・市政専門図書館副館長）